

令和2年6月1日

職別国保 令和2年度 保健事業実施方針

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、当組合の保健事業委託業者においては、各種健康診査の中止及び健康施設の臨時休館により感染拡大の防止に努められてきたところです。

現在では、政府による緊急事態宣言が解除されていることから健診施設や健康増進施設の利用が再開されておりますが、今後、「第2波」・「第3波」と新型コロナウイルス感染症が発生（蔓延）することが警戒されているため、当組合における令和2年度の保健事業実施方針を以下の通りお知らせいたします。

なお、実施方針に変更が生じた場合は、ホームページ及び国保だより等で広報いたします。

実施方針

■ 各種健康診査（特定健診、定期健診、レディース健診、一般健診、半日ドック）

従来通り助成事業を継続します。ただし、新型コロナウイルスの発生状況により医療機関の判断で健康診断が中止及び延期されることがあります。

■ 歯科健診助成事業

従来通り助成事業を継続します。ただし、新型コロナウイルスの発生状況により医療機関の判断で歯科健診が中止及び延期されることがあります。

■ 特定保健指導（医療機関、職別国保、コスパ、京都府栄養士会）

従来通り助成事業を継続します。ただし、新型コロナウイルスの発生状況により医療機関等の判断で特定保健指導が中止及び延期されることがあります。

■ 健康増進施設（テルサ、グンゼ、ラクト、ヘルスピア、エミナース）

従来通り助成事業を継続します。ただし、新型コロナウイルスの発生状況により健康増進施設の判断で臨時休館されることがあります。

■ インフルエンザ予防接種助成事業

従来通り助成事業を継続します。（接種は10月から）

■ その他の保健事業

従来通り事業を継続します。

■ 保健師活動（健康教室、糖尿病腎症重症化予防事業、訪問保健指導事業）

新型コロナウイルスの発生状況により事業を中止及び再開いたします。

・ 健康教室

当面の間「密集」を避けるため実施を見合わせます。

・ 糖尿病腎症重症化予防事業、訪問保健指導事業

従来通り事業を継続します。